

情報案内

役場開庁時間 8:45 ~ 17:30
(土・日曜・祝日除く)

町民課
役場1階 税の関係
窓1番 47-2203
47-2193

土地・家屋価格等
帳簿の縦覧

固定資産税は、毎年1月1日現在で固定資産課税台帳に登録されている内容に基づいて課税します。
平成27年1月1日現在の課税台帳に登録された土地・家屋の価格などを帳簿により、次の日程で縦覧します。ご確認ください。
○縦覧対象者 本町に固定資産を有する納税者(代理人でも可能ですが、代理人であることを証明するものが必要です)
○縦覧期間 4月1日(水)～6月1日(月)

原則として、各用具に定められた基準額の1割を利用者が負担することになります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。
○問合せ 福祉保健課社会福祉係
更生医療・育成医療の給付

更生医療・育成医療とは、障がいや軽くしたり、回復させたりする手術を行うなど、指定医療機関のみで受けられる特別な医療を言い、その際の保険診療による自己負担分の医療費を公費で補助します。
ただし、世帯の課税状況に応じて、費用の一部を負担していただきます。更生医療は、身体障害者手帳を

(土・日曜・祝日は除きます) 8時45分～17時30分
○縦覧場所 町民課窓口
確定申告書の内容
もう一度確認を

確定申告書を提出したあとで、計算誤りや申告漏れなど申告内容に誤りがあったり、確定申告書の提出を忘れていた方はいませんか。税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして、正しい税額への訂正を求めることができます。
税額を少なく申告したことに気付いたときは、「修正申告」をして、正しい税額に修正してください。
申告を忘れていたときは、速やかに確定申告をしてください。

○問合せ 北見税務署個人課税第1部門(☎23-7151)
行政相談委員に気軽に相談を
国などの仕事やその手続き・サービスについて困りごとや苦情、ご意見、ご要望はありませんか。
個人の秘密は守られます

お持ちの18歳以上の方が対象となり、育成医療は、身体に障がいがあるか、将来障がいを残すと認められる18歳未満の児童が対象となります。
○問合せ 福祉保健課社会福祉係
フツ素塗布で強い歯に

フツ素を歯の表面に塗ること、歯を丈夫にします。虫歯のない子に育てるために、フツ素塗布を受けましょう。
受診方法に関する詳しい内容については、対象年齢のお子さんがいるご家庭に個別にお知らせします。
○対象 1歳6か月から未就学児
○自己負担 800円
○実施期間 4月～翌年3月
○実施機関 町内の歯科医院
○問合せ 福祉保健課健康増進係

予防接種を受けましょう
赤ちゃんが元気に、すくすく育っていくには予防接種を受けることが大事です。定期予防接種は、新生児訪問や郵送などで個別にお

ので気軽に相談ください。
例えば
○道路の段差を改善してほしい
○年金の通知がきたが、よく分からないなど
○行政相談委員 清井 久美子さん(西富☎47-3788)
○行政苦情110番☎570-090110
もご利用ください。

福祉保健課
総合福祉センター窓口7番 ☎47-5555
障害福祉サービス利用を
障害者総合支援法により、障がいをもった方が、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な支援を行う「障害福祉サービス」を実施しています。
この制度は、障がいの種類(身体障がい・知的障がい・精神障がい)や年齢に関係なく共通のサービスを受けられます。
○サービス内容 身の回りや通院介助などの居宅介護支援・就労継続支援など
○利用者負担 原則1割の定率負担。た

知らせています。転入などで、各予防接種受診票がお手元にならない場合は、ご連絡ください。
予防接種は、種類によって受けられる対象年齢が異なります。接種回数・接種間隔・接種期間について不明な点は、お問い合わせください。
毎週月曜日の乳幼児健康相談では、予防接種のスケジュールに関する相談も受け付けています。ぜひご利用ください。
○定期予防接種の種類 四種混合、二種混合、不活化ポリオ、麻しん・風しん混合、BCG、水ぼうそう、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防ワクチン
特定不妊治療費用の一部を助成
不妊症の治療を受ける人の経済的負担を軽減するため、不妊治療費の助成を行っています。
○対象者 「北海道特定不妊治療費助成事業」による助成の決定を受けた方で訓子府に住所のある方

○助成額と回数 助成金は1回15万円を上限とします。回数は1年度目は3回、2年度目以降は年2回を限度にしています。
○問合せ 福祉保健課健康増進係
農工商課
役場2階 窓口13番 ☎47-2116

農工商課
森林の所有者届出制度
森林の土地所有者となられた方は、森林法により、市町村長へ事後届け出が義務付けられています。
○届出対象者 個人・法人を問わず、売買や相続などにより、森林の土地を新たに取得した方は、面積にかかわらず届け出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届け出をしている方は対象外です。
○届出期間 土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村長に届け出をしてください。
○問合せ 農工商課 農林商工課商工林務係

だし、所得に応じて上限額が決まります。また、施設サービス利用者は食費や光熱水費が利用者負担になります。
○申請 利用する場合は、障害支援区分の認定や支給決定を受けるため、あらかじめ町に申請を行ってください。
○問合せ 福祉保健課社会福祉係
補装具費の一部を支給
身体障害者手帳をお持ちの方が、義肢、装具、補聴器、車いす、つえなどの補装具を購入または修理する場合に、対象となるその費用の一部を支給しています。
原則として、費用の1割を利用者が負担することとなりますが、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。
○問合せ 福祉保健課社会福祉係
重度障がいのある方に日常生活用具を給付
重度障がいのある方に対し、特殊寝台や入浴補助用具などの日常生活用具を給付しています。

訪問リハビリ支援
病気や事故による後遺症やまひ、ひざ関節症や腰痛、高齢による足腰の筋力低下などがみられ日常生活に支障のある方などを対象に、作業療法士による訪問リハビリ支援を行います。
○とき 4月21日(火)

心身障がい者巡回相談
北海道立心身障害者総合相談所では、心身障がい者の補装具・療育手帳判定などの相談を受けています。相談を希望される方は、5月7日(木)までに福祉保健課社会福祉係(☎47-5555 総合福祉センター 窓口7番)へご連絡ください。
○とき 6月16日(火)6月17日(水)
○ところ 北見市総合福祉会館(予定)

乳用牛の実査結果 (平成27年2月1日現在)
町内の乳用牛は5,527頭

	27年	26年	前年対比
飼育戸数	50戸	55戸	5戸減
飼育頭数	5,527頭	5,567頭	40頭減
1戸当たり飼育頭数	110.5頭	101.2頭	9.3頭増

	27年	26年	前年対比
飼育戸数	50戸	55戸	5戸減
飼育頭数	5,527頭	5,567頭	40頭減
1戸当たり飼育頭数	110.5頭	101.2頭	9.3頭増

希望される場所(ご自宅など)
定員 4～5人
スタッフ 作業療法士(北見赤十字病院)、保健師
料金 無料
申込み 4月7日(火)までに福祉保健課高齢者支援係(☎47-5555)へ

希望される場所(ご自宅など)
定員 4～5人
スタッフ 作業療法士(北見赤十字病院)、保健師
料金 無料
申込み 4月7日(火)までに福祉保健課高齢者支援係(☎47-5555)へ